

(1) 令和8年2月8日執行

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

東京都選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
高須 順一
昭和二十四年〇月九日生

略歴
東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了。京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。東京大学法学部教授。平成二年四月、法政大学法学部非常勤講師。二年一月、法政大学法学部非常勤講師。二年六月、公益財団法人日本法律事務所常務理事。三〇年四月、法政大学法学部研究科長。令和元年五月、日本弁護士連合会法制調査委員会委員。二年六月、日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事。二年一月、最高裁判所民事規則制定部委員。六年四月、公益財団法人大基連協法務系専門職大学院評議員。七年三月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和七年六月三日、第一小法廷決定
医療観察法四二条一項の決定に対する原告の申立書の記載方式や原告申立ての期間等どのように定めるかは、立法裁量の問題であって、憲法適合の問題ではない。（全員一致、裁判長。二）
令和七年九月二六日、第一小法廷判決
令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法二二条一項、別表第一の定める衆議院選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票権の平等の要求に反しない状態であったというとはできず、憲法二四条一項等において行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票権の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。
三 令和七年二月三日、第二小法廷決定
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不品行等の防止に関する条例の規定と軽罪法一条三三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない。（全員一致）
四 令和八年一月九日、第二小法廷判決
国家公務員宿舎の住戸について国の財産法に基づく使用許可を受けた限外、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡請求を代行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

裁判官としての心構え
制定された法がその役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解説論を構築する必要があります。そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が大きいと考えられています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想を伴わなければならない限りであり、法と社会の現実的関係を注目し、いかに限りなく無力であるか、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。この言葉をくれぐれも大切に、私の恩師から教わったものです。この言葉をくれぐれも大切に、そして真摯に職務に取り組みたいと思っています。」

告示番号：2



最高裁判所判事
沖野 眞己
昭和三十九年一月二日生

略歴
奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校附設部舎（AET）交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインリー・ハイスクールの留学。東京大学法学部を卒業。米国・ウァシントン大学ロースクール修了（LL.M.）。司法試験合格。
昭和六二年〇月、東京大学法学部助手。六年四月、筑波大学社会科学系専任講師。二年一月、筑波大学社会科学部助教授。五年四月、学習院大学法学部助教授。一年四月、学習院大学法学部助教授。一四年四月、法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職、法務省民事局付）。一六年四月、学習院大学大学院法学部研究科（法科大学院）教授兼法学部助教授。一九年四月、一橋大学大学院法学部研究科教授。二二年一月、東京大学大学院法学政治学研究科教授。令和七年四月、東京大学大学院法学政治学研究科長、学部長。七月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和七年〇月二〇日、第二小法廷決定
全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違反しない。（全員一致）
二 令和七年〇月二二日、第二小法廷決定
コンテナ倉庫が別法二二〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。
三 令和七年二月一日、第二小法廷決定
病院の記録簿中、刑法三三三条一項により採用された出所不明確定記録を受審直後の検事による申告事実の認定に用いた第一審判例の認定範囲を違法とした。（全員一致）
四 令和七年二月三日、第二小法廷判決
住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償で設置の償付のし、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過後に消費者が液化石油ガスの供給契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売業者が支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効であると。（全員一致）
五 令和七年二月三日、第二小法廷判決
液化石油ガス供給のために併建して設置された消費設備に係る配管等につき、該設備に付合してあり民法二四条ただし書の適用をしないとした（全員一致）。
六 令和八年一月〇日、第二小法廷判決
弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するために開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士固有債権者の差押えを排除するために、信託契約の成立要件として少なくとも必要があり、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであると。（全員一致、意見付加）。

裁判官としての心構え
最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に對する信頼に応えていきたいと思っています。

投票日 2月8日(日) 午前7時から午後8時まで

急な総選挙の実施により、投票所入場券の発送の遅れが見込まれています。
なお、投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば、投票が可能です。
仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

期日前投票期間 2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分から午後8時まで
期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等で確認ください。)

投票日 2月8日(日)

午前7時から午後8時まで

急な総選挙の実施により、投票所入場券の発送の遅れが見込まれています。
なお、投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが
確認できれば、投票が可能です。

仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・期日前投票期間 2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)